



国労の取り組みは、政治的課題、平和問題でも活発化した。すでに、五五年の砂川基地拡張反対闘争でも支援活動を行ったが、これに対する反応は早く、一三日には、警職法反対国民会議が結成された。これには、社会党、総評を始め、多くの諸団体が参加し、大部分の地方組織は日本共産党も参加した。「〇二月」に警職法反対行動が四回にわたり展開され、国労も各地で積極的な活動を展開した。一月二二日、鈴木社会労働委員長と岸首相との会談で、警職法改定案を草案にすることが合意された。

警職法改悪反対闘争が展開されている頃、日米安保条約の改定交渉が行われていた。他方、「エネルギー転換」の名のもと、石炭から石油へのドロステックな転換が開始され、炭鉱の閉山、「合理化」が相次いだ。国鉄でも、蒸気機関車の動力源となっていた志

六八年（一〇月）につながった。

五六年六月、国労は第一六回国定期大会（松山）を開き、解雇三役を再選した。七月初め、国鉄当局は国労に対し、被解雇者を組合三役に選出して、これを理由に団交拒否を通告した。国労は、団交正常化などを要求して「一〇月闘争に突入した。だが藤林敬三会長が斡旋に乗り出し、団交については解雇者以外の者を組合代表にすること、当面は中執のなかから臨時代表者を選任するとの斡旋案が示され、国労はこれを受諾した。五八年一月の第一七回臨時大会（静岡市）は、その後始末のために開かれたが、激論の末、取扱案を承認し、解雇されない組合員から副委員長を選んだ。さらに、五月の一八回定期大会（宮崎）では、書記長を除き委員長も解雇されていない者を選んだ。

五八年、全通が同様の団交拒否を通告されたが、解雇者を役員に選出し、長期にわたって闘いを続けた。また、「L.O.へも提訴し（国労ものちに提訴）、五〇年代末から六〇年代にかけて」  
し〇八七号条約批准闘争が展開された。

免鉱山の払い下げ計画が立てられ、六〇年代初期まで強力な反対闘争が展開された。三井鉱山三池炭鉱の場合は、たんに「エネルギー転換」ではなかつた。三池炭鉱には、職場闘争で鍛えられた労組は無期限ストに突入し、会社はロックアウトで対抗した。他方、安保条約の改定交渉の進展に対し、社会党や総評は約三〇〇団体を結集し、安保改定阻止国民会議を結成した。この会議には、日本共産党もオブザーバーとして参加した。そして、統一行動を繰り返し、全国の地域の末端まで共闘組織が結成された。だが、警憲法反対闘争の時と同様、全労会議は参加しなかつた。また、五九年九月の社会党大会では、安保をめぐる行動で糾弾された右派グループが脱党し、六〇年一月、民社党を結成した。國労でも民社党に近いグループがあり、深刻な組織問題が発生した。総評の社会党系幹部集団（労働者同志会）は、日本の条件のもとで労働組合の政治闘争の必要性を説いた「日本の労働組合主義」の文書を発表して動搖を防いだ。

六〇（昭和三五）年の前半、国会では新安保条約の危険性、とくに極東の範囲の解釈によつて、アジアのどの戦争にも日本が巻き込まれる危険性が暴露され、その規模を増した。六月に予定されるアメリカ大統領の来日周辺のデモは規模を完了しようとした政府は、五月一九日、国会に警官隊を導入して会期の延長と新安保条約の衆院での承認を強行した。国民の憤慨は高まり、安保改定阻止に加えて、民主主義擁護の立場から岸内閣への批判が決定的となつた。この国民的盛り上がりを背景に、六月四日と一五日および二二日、それぞれ約六〇〇万人の組合員が参加する三波にわたる統一ストが実施された。この時、國労が行つたストは、国鉄のストとしては初めての本格的なスト、しかも政治ストであつた。この国民的盛り上がりで、アメリカ大統領の訪日は中止され、岸内閣は退陣した。六〇年八月の国労第二回大会（甲府市）では、國労が安保闘争のなかで、一組合形成以来かつてない規模と内容をもつてたかいを果敢に決行し、安保闘争の中心的な役割をみごとに果たした」と総括した。

他方、三池では六〇年初めに第二組合が結成された。だが、多くの支援オルグ団が現地入りして闘争を支えたが、三井鉱山の他の単組は闘争に加わらなかつた。さらに、労働は産業別の統一ストの組織化に失敗し、ついでに闘う困難性が増した。経営の間で、第二組合を使つて就労活動を始め、入坑とこれの阻止との間で、漸減惨憺な闘いが繰り返された。安保闘争が終了すると、政治的な状況は一層、組合側に不利となり、結局、事実上、指名解雇を容認する中労委の斡旋案を受け入れて、争議は敗北し、收拾を余儀なくされた。

春闌ストと合理化反対闘争の進展

政府が国鉄運賃の大幅値上げなど公料金値上げ政策を取つたので、統一要求には公共料金値上げ反対も含まれた。公労協参加組合は、政府との間で統一交渉を継続したが、不調のまま政府が交渉を打ち切つたため、三月一三日に、三・三・一ストライキ宣言を発表した。これは、公労法による争議権否認のもとでの初めての公自然なるストライキの意思表明であつた。この背景には、安保闘争の渦中で国民に支持された六・四ストなどの効果が活かされてゐたし、それまで低賃金を余儀なくされていた労働者の切実さが存在していた。三月二七日、公労委が平均一〇%賃上げの仲裁裁定を提示したため、中止された。この一〇%裁定は、前年の一二・五%引上げの人事院勧告との均衡を考慮したものであつたが、同時に、六一年春闘相場をリードする役割を果たした。

国鉄第二次五ヵ年計画の進行とともに、「合理化」も進み、国労は対応を迫られた。六〇年の第二〇回大会では、「合理化、機械化」に対し労働者や国民の要求で対決し、首切り、労働強化を阻止する基本方針が掲げられた。六一年の第二二回大会(山口)では、「合理化」に対する基本的考え方として、「われわれは機械化、近代化設備投資を伴う合理化については原則的に反対しない」が、「首切りや労働強化を伴つたり、賃金引き下げに通ずるときは断固としたたたかう」という方針を明らかにした。

ところで、六二年の三河島事故、六三年の鶴見事故の発生の基本的原因は、東海道新幹線など幹線投資を優先させ、通勤輸送対策を軽視し、安全や労働条件をなおざりにして強行された「合理化」による過密ダイアと安全無視の要員減によることは明らかであつた。鶴見事故と同じ日に三井三池では死者四五七名に達する三川

安保闘争のあと、國勞は組織問題に直面した。民社黨の成立とともに始まつた分裂の動きが、國勞内部で具體化し始めた。六〇年八月の第二〇回大会では、新生民同と呼ばれる民同右派グループが、中執の運動方針案に対して全面修正案を提出した。その内容は、組合主義の立場に立つて政治闘争を否定すること、総評を脱退すること、社会党と民社党を並列支持すること、国際自由労連に加盟することなどであった。この修正案は否決された。だが大會直後から、一〇月に大阪地本で脱退が始まり、新国鉄大阪地方労組が結成され（組合員六四五人）、他の地本に波及した。六年二年一一月には、新国鉄労働組合連合（新国労）が結成され、のち六八年二〇月、鉄道労働組合（鉄労）が発足した。

國鐵局は、先の二つの事故に際して、國鐵職員の規律に問題があるとして、原因を精神的不注意に転化し、様々な縮め付けを行つた。それに対し、第二回大会決定に基づく「合理化」との闘いが展開された。六一年の白紙ダイア改正闘争では、「検査規程の改悪に反対して全国の客貨車区で一割の減車闘争や一時間の時限ストが行われるなどのダイア改正闘争が展開された。この結果、多くの現場機関の当局の要員計画が修正されたり、また被服工場の廃止などは当局計画どおり実施されたが、その交渉をつうじて「雇用の安定に関する協約」が締結された。なお、第二回大会の決定は、当局の「合理化」計画に対してもは労働者の基本的な要求で対抗することを内容としており、とくに時短労働が大きな課題となつたが、六二（昭和三七）年六月、一昼夜交代勤務について時短を実施する暫定協定が結ばれ、その後の時短闘争の足かかりとなつた。「合理化」反対闘争は、この後、六〇年代後半から七〇年代、一層重要な課題となつた。なお、この事故の教訓によつて「運転取扱心得」は「運転取扱基準規程」に改善されることになつた（一九八七年四月の国鉄分割・民営化の際に、再び「運転取扱心得」に戻す改悪が行われた）。

## 六四年春闘と四、一七スト問題

一九六二年と六三年春闘は、公労協はスト体制は維持したが、ストには至らず、仲裁裁定で決着した。国鉄関係は、六一年は平均六%、六三年は平均六・五%であつた。もつとも、六二年の年度末手当に関して、国労は三月三〇日と三一日、時限ストを行い、当局は解雇三六名を含む一八・九名の処分を通告した。

六四（昭和三九）年二月、国労は、春闘を前に第一回臨時大會を開いた。この大會では、「今年は安易な妥協はしない」という方針を決めた。総評も臨時大會で強力な決意で春闘に臨む方針を決定していた。公労協は三月四日に春闘決起集会を開催し、四月一七日に一斉半日休暇を実施し、それでも解決しない場合、ストを反復するという強力な方針を打ち出した。

三月二七日の春闘共闘委の最賃ストを皮切りに、春闘に突入していた四月八日、日本共産党は、「四・一七ストは挑発であり労働者と全民主勢力との統一を壊壊する危険性がある」と声明を発表し、スト中止のための力を注いだ。このため、公労協のスト体制は混乱した。この声明と一緒に、のち日本共産党は七月一三日からの中央委員会で、誤りであつたとして自己批判を発表したが、公労協各組合では、夏の大會まで、ストに反対した組合員の除名など統制処分問題で激しい論議が続いた。全通全電通などでも除名処分が行われたが、国労では、共産党の自己批判の直前である七月五日から九日の第一五回定期大会（旭川）で、組織内共産党員の統制問題が激しい議論となつた。その結果、除名三二名を含む権利停止など合計一四八名の統制処分が行われた。

第五節 国鉄経営・財政問題

## 国鉄労働組合の闘い

# 一 國鉄財政の悪化と財政再建、「合理化」計画

が、六二（昭和三七）年六月、一昼夜交代勤務について時短を実施する暫定協定が結ばれ、その後の時短闘争の足かかりとなつた。〔合理化〕反対闘争は、この後、六〇年代後半から七〇年代一層、重要な課題となつた。なお、この事故の教訓によつて「運転取扱心得」は「運転取扱基準規程」に改善されることになつた（一九八七年四月の国鉄分割・民営化の際に、再び「運転取扱心得」に戻す改悪が行われた）。

六四年春闢と四、一七スト問題

東京オリンピックの年の六四（昭和三九）年一二〇月、東海道新幹線東京・新大阪間が開業した。この六四年度をもつて、第二次五六年計画は打ち切られ、第三次長期計画（實際は六五年度から六八年度の四年間）ついで国鉄財政再建一〇九年計画（六九年度から七八年度の四年間）が実施された。国鉄財政は、東海道新幹線が開業した六四年度に、單年度で初めて赤字に転落した。この赤字は次年度以降も続き、累積赤字は増大する一方であった。その要因は、（甲）輸送機関別シエアの変化による国鉄収入の伸び悩み、（乙）六四年度に減価償却制度を変更したことによる経費増、（丙）独立採算性のもとで、政府からの資金援助がなく、のちの計画で、僅かな助成金が支出されたが、それでは不十分なこと、（丁）第二次五六年計画で、世界銀行からの初の借入金による資金調達が行われたが、以後の長期計画では、投資資金の借り入れが当然となり、元金利子負担が累積して財政を圧迫した。（本）しかも、投資計画規模は新計画の策定の都度、縮小する一方であり、幹線投資の増大が赤字を生むという構造的な赤字であった。

第三生むと、（甲）長期計画以降、ビルト型の投資計画だけでなく、ローカル線、不採算線の切り捨てといつたスクラップ型の計画も進行した。第三次長期計画の特徴は、（甲）上記のスクラップ型計画も繰り込まれたこと、（乙）通勤安全対策もある程度考慮に入れられたこと、（丙）営業・事務関係の「合理化」が加わったこと、（丁）第一次計画では、まだ付隨的であった要因削減が、いわゆる五万人合理化として全面に躍り出た。第三次長期計画は、前期（六五年度から六八年度）と後期（六九年度から七一年度）からなる七カ年計画であり、総額二兆九七二〇億円の投資規模であった。内容は、①安全対策（②通勤輪番対策）、③幹線輸送力増強（線路増設、駅拡張）、④幹線輸送力増強（線路増設、山陽新幹線）

卷之三

卷之六

「合理化」攻勢 E.L.-D.L.の助士廃止、人べらしを伴う小口払いの導入など、輸送の合理化、車掌の乗り組み基準の改編、電務などの無人化計画などが、つぎつぎと当局から提案された。六五（昭和四〇）年八月の第三六回定期大会（岡山）は、この「合理化」攻勢に対する基本方針を決定した大会であつた。大会の書記長集約は、「合理化にたいしては人間方に支配されるのではなく、人間を尊重せよ」という立場で抵抗闘争を組むとして、地方の盛り上がりの力、国民の諸要求との正しい結合、産業別の共闘の場としての交運共闘などを重視する考え方を示した。

第二次五五年計画から第三次長期計画へ移行する最中、国労では闘争の基調をどこにおいて反「合理化」闘争を指導するか、新しい「指導指針」の作成が急がれた。従来の反「合理化」闘争は、六年一作年の「合理化闘争指導要綱」によつていた。新「指導方針」は、六年八月七日第二七回大会（小松市）で意見が集約され、交渉部でまとめた。同指針は、「合理化の形態が機械化が柱とした全系統にわたる省力化へとすすむ」なかで、それを発展させ、新たな「技術革新や社会構造の変革に即応するに必要な対策を樹立し、労働組合として当面可能な到達目標を明らかにする必要がある」との考え方によるものであった。

この新指導指針は、まず一合理化によっておきる諸事象と労働条件の変化は、労働者に適応した労働条件の改善と表裏一体のものである」という原則を確認し、労働組合が真に守つていかなければならないことは、「労働者の基本的権利であり労働諸条件であるが、これから反合理化闘争においては、いかなる場合においても、この労働基本権を堅持し拡大していく」という方向でたたかいいが組織されていかなければならぬ」とした。そして「これから反合理化闘争は、すべて労働者の権利確保をふくめた明確な協定によつて集約する闘争としてすすめて」いく一方、他方で、「国民の国鉄にする諸要求を当局・政府・独占に対峙させていく」ことを基本にするとした。